

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(47)

— 原告準備書面(24)に対するその余の反論 —

平成21年5月7日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽 介



同 弁護士 辻 崇 成



第1 はじめに

- 1 被告は、被告準備書面(46)にて、前回期日(平成21年3月26日)の際、原告らが「再鑑定¹の必要性や精度の高い鑑定が行える蓋然性」(第11回弁論準備手続調書)を示すべき具体的事実の主張立証を放棄したと見うるべき状況にあると指摘し、もはや再鑑定を実施する必要性も合理性もないことに関する意見を述べた。

2 被告としては、被告準備書面（46）における主張立証により、再鑑定を不要とする旨の意見としては十分であると思料するが、原告らから提出された原告準備書面（24）のその余の記載についても、念のため反論しておく。

第2 原告準備書面（24）「1、はじめに」に対する反論

1 原告らは、原告準備書面（24）「1、はじめに」にて、「豚インフルエンザの脅威」（原告準備書面（24）「1、はじめに」1行目）を引き合いに、「ディフェンシン耐性菌の脅威」（同7ないし8行目）を指摘しようと試みる。

2 しかしながら、「ウイルス（非生物）」と「菌（生物）」とは、科学的に全く異なるものである。科学の世界において全く異なったものとされるこれら両者を同一平面上で議論することは理解不能であり、原告らの姿勢の真摯性を疑う次第である。

3 また、原告らは、「緑膿菌の耐性菌出現は第一に憂慮すべき」（原告準備書面（24）「1、はじめに」17行目以下）云々として木暮一啓氏の文書を引用する。しかしながら、鑑定実験では、ディフェンシンの漏出の有無の確認が問題となっているのであり、「特定の病気が蔓延する」（同2頁、18行目）、「あるいはよく分らない理由で枯れ始める」（同行）、「人を含め、哺乳動物が病気にかかり易くなる」（同頁、19ないし20行目）、「そうなるともうこの緑膿菌を地球上から消滅させる手段はない」（同頁、下から2ないし1行目）、「背筋が凍る思いを抑えきれない」（同3頁、4ないし5行目）等といった議論は、本件実験の本旨と無関係である。既に京都大学の科学者の手により終了した鑑定結果を否定してまで、再鑑定を行うべき強

度の理由を構成しないことも明白である。さらに言えば、既に述べたとおり、本件訴訟では差止請求については訴えの利益がなく、「既に行った実験が具体的に侵害行為を構成することを前提とした、法律的な意味での慰謝料請求権の存否」だけが問題となっているのであり、想像の世界で描く抽象的仮説や危険論・脅威論の類は、本件訴訟解決にとっても全く意味をなさない。

- 4 いずれにせよ、被告としては、原告準備書面（24）「1、はじめに」の記載は「主張」ですらなく、そもそも、反論を要するものではないと思料するが、ことさらに誤導を企図する原告らの記載を放置することも相当ではないと考えるので、以上付記を留めておく。

第3 原告準備書面（24）「3、再鑑定条件について2（実験本体）」に対する反論

- 1 新たな実験条件の呈示が再鑑定の要否の議論と無関係であること
 - (1) 原告らは、再鑑定の必要性を議論するにあたり、新たな再鑑定の条件を呈示する。
 - (2) しかし、現在本件訴訟において問題となっているのは、「再鑑定の要否」なのであって、再鑑定を必要であり相当であることが確定した後には議論すべき「実験条件の内容如何」ではない。
 - (3) その意味では、新しい実験条件を呈示することは、再実験を必要とする論拠とならないし、そもそも原告らの議論の立て方自体まったく的を射ていないと言わざるを得ない。
- 2 原告らの呈示する「新たな実験方法」なるものも不合理であること
 - (1) 原告らによる実験方法設計に真摯性が疑われるべきこと

ア 原告らは、すでに実施された本件鑑定嘱託機関である京都大学所属の佐藤文彦教授（以下、「佐藤教授」という）の手による鑑定実験における実験条件設計にあたり、被告既提出の黒田実験（乙19、25）を不服とし、自ら是とする実験条件を設計・呈示し、これにしたがうべきであると強く固執した。

イ そして、原告ら設計にかかる実験条件とは、「現実の諸条件により、溶出する可能性が高いと思われるケースに絞って鑑定を実施するものである」（原告準備書面（17）3頁、下から6ないし4行目）、「超純水に水田水並みの濃度のNaイオン、Caイオンを添加」（同4頁、表①.水の条件、「(1)、質」の「原告提案」欄）、「イオンの濃度は、田植えから稲刈りの間で、最もイオン濃度が高くなる時期のものを基準値とすべきである。なぜなら、今回の実験は最も溶出する危険が高いときを想定すべきだから」（同「(1)、質」の「提案理由」欄）、「次の両方で実験 1、7葉齢のイネの成苗（別紙1³の図9中の一番右のイネ参照）を、根を基部から切除したもの。2、7葉齢のイネの成苗の分けつ茎などの葉にキズを付けたもの⁴」（同5頁、表②.供試サンプル（本GMイネ）の条件、「(1) 状態」の「原告提案」欄）、「1について イネはその生命活動の中で溶出を行っているのであり、本実験においても、浸せき中にイネが枯死しない状態を保つことが望ましいから。2について 自然条件の中でも、イネの茎葉にキズがつくのは不可避であり、その点を考慮したもの」（同「(1) 状態」の「提案理由」欄）、「7葉齢のイネの成苗の下部を10cm水没させる⁵」（同頁、表③.浸せきの条件、「(1) 浸せきのさせ方」の「原告提案」欄）、「茎葉全体を水没させた場合、茎葉は多くの場合、数日間で枯死

すること、また、水没した茎葉は酸欠状態となり、生存に必須の遺伝子だけしか発現させないため、正常な状態とは大きく異なるので、茎葉全体を水没させないことが必要である」(同「(1) 浸せきのさせ方」の「提案理由」欄)、「水没する部分の葉身の両側にノコギリ葉状の切れ込みを入れ、かつ葉鞘には水平に何本も浅い切れ込みを入れるやり方が考えられる」(同頁下の注4)等として、自然条件とかけ離れた実験環境を設定し、ディフェンシンが可能な限り漏出しやすい実験条件の作出を企図した。

ウ これを受けて、佐藤教授は、原告ら呈示の実験条件を採用したが、原告ら主張にかかる「ディフェンシン漏出」は確認されず、被告のこれまでの主張及び被告提出の黒田実験の正当性が裏付けられる結果となったのである。

エ そして、今般、原告らは、自ら主体的に設計した実験条件による実験結果を自ら不服とし、原告準備書面(24)「3、再鑑定の条件について2(実験本体)」において次なる実験条件を設定し、再鑑定を愁訴するに至っている。

(2) 原告らによる実験条件呈示が真摯なものとは考えられないこと

原告らは、新たな実験条件の呈示を以て、既提出の自ら作成にかかる実験条件を自ら否定するという挙に出る。

かかる無責任とも言える原告らの行動は、

- ① 「現実の諸条件により、溶出する可能性が高いと思われるケースに絞って鑑定を実施するものである」、「イネはその生命活動の中で溶出を行っているのであり、本実験においても、浸せき中にイネが枯死しない状態を保つ」、「自然条件の中でも、イネの茎葉にキズがつ

くのは不可避であり、その点を考慮した」等と評価・説明していた
既提出の本件鑑定の実験条件自体、科学的思考に裏付けられて真摯
に設計されたものではなかったことを自ら暴露していること、

② 「自らの求める結果が出るまで、今後も実験条件を変更しては再鑑
定を求め続ける」というのが原告らの真の意図であること、

③ さらに言えば、原告ら前回呈示にかかる実験条件も今回呈示にかか
る実験条件も、「被告が行ったほ場実験が『違法な侵害行為』を構成
すると評価できるか否かを、客観的・自然的な観察の下、科学的合
理性を以て判断する」ための実験という前提ではなく、訴訟におけ
る自らの主張を基礎づけるべくなされた人為的・作為的なものであ
ったこと、

をそれぞれ端的に示していると言わざるを得ない。

3 原告ら呈示にかかる実験条件自体、誤った科学的理解に基づく不合理な
ものであること

(1) 緒論

ア 以上のとおり、原告準備書面(24)「3、再鑑定の条件について
2(実験本体)」において原告らにより呈示された複数の実験条件に
ついては、再鑑定自体が不要である本件においては特段反論する必要
がない。

イ しかしながら、当該新たな実験条件は、誤った科学的理解に基づく
ものであり、かつ、科学的思索の結果とは言えない不合理な内容であ
るので、念のため、この点についても、以下、指摘しておくことにす
る。

(2) 「Zasloff博士やPerronらによる論文」(甲93)引用の不適切

ア 原告らは、新たな実験条件の提案（原告準備書面（24）「3、再鑑定条件について2（実験本体）」）において、「Zasloff博士やPerronらによる論文」（甲93、原告準備書面（24）4頁、下から2行目）を「参考にしながら、以下の実験方法を組み立てるのが有益である」（同5頁、3ないし4行目）としている。

イ しかしながら、当該「Zasloff博士やPerronらによる論文」（甲93）は、被告の理解するところを要約すれば、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、タンパク質濃度を人為的にコントロールしながら上昇させ、最終的には自然条件下では存在し得ない高い濃度（半数致死濃度よりも高い濃度）に至らしめることで選抜可能となることが示された論文」であり、もともと医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出したラボ実験の結果をまとめた論文である。

ウ すなわち、人為的条件下において、耐性菌を出現させ得るかを検討したというのが当該論文の実験の本旨であって（耐性菌を人為的に作る実験）、自然条件下における事象を議論すべき本件（過去に行われたほ場実験という自然環境におけるディフェンシン漏出の有無の確認）とはおよそ無関係とも言うべきものである。

エ したがって、上記論文は、目的・条件（濃度条件）及び環境設計（人為的環境か自然的環境か）のそれぞれにおいて本実験と趣旨を異にしており、原告らが本件において「有益」な実験方法を提案するための資料にはなり得ない。

オ それどころか、かえって、上記論文は、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、半数致死濃度よりも高濃度にすることで選抜

可能となる」ことを明らかにしている以上、「本件鑑定実験の『 20 ng/m l 以下』という検出感度が、ディフェンシンが最も効果を示す菌である『イネいもち病菌』の半数致死濃度（約 1 ppm ）に対しても『約50分の1』という極めて精密な数値であるという意味において、『耐性菌の出現』との関係で科学的に有意なものとして十分機能する」とした被告の主張（被告準備書面（45）参照）を補強して証明するものとして機能するものである。

カ 原告ら提出の論文は、被告にとって有利となるべきものであり、この点を以てしても、原告らが果たして真摯に訴訟活動をしようとしているのか、被告としては首を傾げざるを得ない（なお、上記論文は、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、抗菌タンパク質を含まない環境では、生育に不利になること」も明らかにしており、「『耐性菌の出現』のためには、『耐性の対象となる薬剤により他の微生物が死滅すること』及び『創成した耐性菌にとって、突然変異により獲得された耐性が、他の個体との生存競争に勝ち抜くために有利な性質として機能すること』が必要な条件となる」（被告準備書面（45）4頁「第2. 2. (4)」）との被告の主張をも、補強・証明しているのである）。

キ また、原告らは、「Zasloff博士やPerronらによる論文」（甲93）が、「一般に、耐性菌が出現するかどうかは、基本的に抗菌タンパク質と微生物との接触時間の長さとの相関関係（言い換えれば、濃度と時間の関数）により決まる」（原告準備書面（24）4頁、下から8ないし6行目）との前提に立っているかのような説明をしているが、これは悪意の誤導と断じざるを得ない。すなわち、「抗菌活性を有す

るタンパク質に対する耐性菌は、タンパク質濃度を人為的にコントロールしながら上昇させ、最終的には自然条件下では存在し得ない高い濃度（半数致死濃度よりも高い濃度）に至らしめることで選抜可能となる」とする当該「Zasloff博士やPerronらによる論文」の内容（「時間をかければ濃度は低くてよい」などとは記載されていない）とは反するものであり、これは明らかに誤導を企図したものというほかない。

ク ましてや、「従って、たとえ抗菌タンパク質の濃度が低くとも、微生物との接触時間が長期間継続する場合には耐性菌が出現する可能性がある」（原告準備書面（24）4頁、下から6ないし4行目）との明言に至っては、科学的根拠のない独自の議論であり、まったくの誤りというほかない。すなわち、人間は数百グラムの食塩を1度に摂取すると死亡するとされているところ、「何世代にもわたって食塩を毎日少量摂り続けていれば、やがて、1キログラムの食塩を一度に摂取しても死なない人間が誕生する」と説くに等しく、論拠もなく、また自然法則にも反する、全くの誤りであるというほかない。

(3) 原告らの呈示する実験条件が不合理なものであること

ア 以上のように、原告ら呈示にかかる実験条件は、実験設計の大前提となる基本思想・科学的理解において重大な誤りがあるものであるが、これに加えて、その記載内容自体も極めて不合理であり、真摯に提案されたものとは到底考えられないのである。

イ 例えば、「(2)、すりつぶし実験」においては、「最適な『一定期間』と『一定間隔』の具体的な数値については慎重な検討が求められる」（原告準備書面（24）5頁、11ないし12行目）との記載があるが、実験条件の策定にあたっては当該具体的な数値こそが重要なので

ある。すなわち、当該具体的数値について何ら明らかにしない実験条件は単なる思いつきの産物というほかなく、その真の意図するところは、本件解決に向けた有益かつ真摯な提案ではなく、帰するところ、「今回の鑑定実験で、自らの主張を補強すべく意図的に設計した実験によってすら、ディフェンシンの漏出が確認できなかつたこと」を不服とし愁訴する態度を表明している程度のものでしか捉えられない。

ウ また、「(3)、浸せき実験」においても、「一体、どの程度の時間を設定することが適切なのか、その具体的な科学的根拠は何なのか」についての具体的な記載は一切見当たらず、さらに、他にも重要な要素であるはずの温度や無菌環境か否か、光条件等にも一切触れられていない。

エ そもそも、佐藤教授さえも困難を伴った高度な科学的知見を要する本件鑑定実験に関しては、本来であれば、非常に高度な科学的議論が必要なはずのところである。

オ しかしながら、原告らの呈示する実験条件は、何らの科学的根拠も示されないまま、具体的な数値等も呈示しておらず、やみくもに急拵えで準備したものにほかならないものであって、「(本来の意味での) “実験条件” とは到底呼べない代物」であるとの評価を免れ得ない。

カ すなわち、原告らの呈示する「実験方法」なるものは、「今般の実験を不服とし、とにもかくにもこれを覆すべく、インスピレーションの赴くまま書きつらねた、悪意と誤導に満ちた訴訟戦略上の産物」としか評しようがなく、『「実験条件の設計』と呼ぶにふさわしい真摯で科学的な思索の結果』とは到底考えられないのである。

第4 結論

被告としては、費用と被告側の労力（必要試料・実験キットの提供、水田水の採取・保管、抗体の作成・提供等）と1年以上の年月を要して実施し結論に至った先の鑑定に加えて、再度の実験を実施するためには、原告らにおいて、相当高度の説明責任、立証責任があるものと理解している。

しかしながら、既述のとおり、もはや原告らによる「再鑑定の必要性や精度の高い鑑定が行える蓋然性」の立証の成功に期待できる見込みは一切なく、また、そうである以上、実験条件云々を議論することも全く意味がない。

加えて、今般、原告らが提案する実験条件についても、一見して具体性がなく、また科学的根拠を欠くことも明らかであり、真摯性を欠如したもののか、悪意に満ちた誤導を企図したもののかのいずれか、または双方によるものというほかなく、いずれにせよ、みるべきところは一切存在しないのである。

以上